

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (勅諭日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
レソト	レソト王国政府に対する贈与に 関する日本国政府とレソト王国 政府との間の交換公文	レソトの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含 むレソトの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関 係当局が合意すること。 金を贈与すること。	200,000千円 -----	H18.1.27 マセルで (同日)	日本側 重家俊範在レソト 大使 側 モンヤネ・モレ レキ外務大臣	H18.2.8 71号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。